

# 環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕

－2006年度フォローアップ調査結果－

< 総 括 >

2007年3月20日  
(社)日本経済団体連合会

# 環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕 －2006年度フォローアップ調査結果－

2007年3月20日  
(社)日本経済団体連合会

## 1. 「日本経団連 環境自主行動計画〔廃棄物対策編〕」の取り組み

### (1) 「環境自主行動計画〔廃棄物対策編〕」の策定と産業界全体目標の設定

経団連では、1991年4月に「地球環境憲章」をとりまとめ、環境問題への取り組みが企業の存在と活動に必須の要件であるとの基本理念に基づき、環境保全に向け自主的・積極的な取り組みを進める旨、宣言した。

これを受けて、廃棄物対策については、主要14業種の協力を得て、1990年から毎年調査してきた「廃棄物対策への取り組み状況調査」を拡充・改組する形で、1997年に、廃棄物対策に係る「環境自主行動計画」を策定した。同計画では、業種毎に、リサイクル率・最終処分量などの数値目標や目標達成のための具体的な対策をとりまとめることとし、当初35業種の参加を得た。

さらに、産業界における自主的な取り組みを推進し、また、産業界の廃棄物対策の取り組みの透明性を高めることを目的として、同計画の業種毎の進捗状況を毎年度フォローアップすることとした。

こうした背景には、1990年の豊島不法投棄事案摘発に代表されるような、相次ぐ不法投棄の発覚による産業廃棄物問題に対する国民の関心の高まりと、産業界における最終処分場逼迫問題に対する強い危機感があった。

1999年12月には、産業界の自主的な取り組みを一層強化するため、以下の通り、産業界全体の目標として産業廃棄物最終処分量の削減目標を掲げた。

#### 【産業界全体の目標】（1999年12月設定）

産業界として、2010年度における産業廃棄物最終処分量の目標を1990年度実績の75%減に設定する。また、2005年度の間目標を1990年度実績の65%減とする。  
なお、これら目標は、その達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要な見直しを行う。

### (2) 産業界における自主的な取り組みの成果

産業界は、環境自主行動計画等を通じて、廃棄物の適正処理と3R（リデュース、リユース、リサイクル）、とりわけリサイクルを自主的かつ積極的に推進し、可能な限り廃棄物を最終処分場に回さないよう、努力してきた。

こうした取り組みは内外から評価を受け、2003年3月に政府が策定した「循環型社会形成推進基本計画」において、「循環型社会の形成の取り組みの進捗状況を測る指標」として、経団連自主行動計画における産業界全体目標が採用された。

## ① 産業廃棄物最終処分量の大幅削減

産業界における自主的取り組みは着実に成果を挙げ、経団連が掲げた産業廃棄物最終処分量に係る 2010 年度目標〔1990 年度実績の 75%減〕は、2003 年度フォローアップ調査(2002 年度実績)において初めてクリアし、以後、毎年度継続的に 2010 年度目標を前倒しで達成している。

産業廃棄物最終処分量が大幅に削減した要因は、生産物や生産過程で生じる副産物・廃棄物等が業種によって多種多様ななかで一概には言えないが、排出段階におけるきめ細かな分別やリサイクル経路の開発努力に加え、脱水处理をはじめとする中間処理を徹底し減容化したことが大きい。また、製造事業者が、企業経営におけるゼロ・エミッションの重要性を認識し、発生物(副産物・廃棄物等)の自ら利用や自ら処理に努め、生産設備を活用した廃棄物処理やリサイクル、副産物の製品化等に取り組んだことも寄与している。

## ② 産業廃棄物最終処分場の残余年数の伸張

1990 年代初頭には 3 年にも満たなかった産業廃棄物最終処分場の残余年数は、2003 年度には約 6.1 年と改善傾向にある。最近における産業廃棄物最終処分場の新規許可件数が年間 20～30 件程度と低調にあるにもかかわらず、残余年数が伸張したのは、産業廃棄物最終処分量の大幅削減の効果と言える。

## 2. 廃棄物・リサイクル問題を巡る経緯と現状認識

### (1) 産業廃棄物処理に係る構造改革は道半ば

産業廃棄物最終処分量が激減し、最終処分場の残余年数が伸張したとはいえ、産業廃棄物最終処分場の確保は依然として重要課題である。

社会問題として深刻化していた不法投棄問題を解決すべく、数次にわたる廃棄物処理法の改正等により、マニフェスト制度をはじめとした排出事業者責任の徹底や、不法投棄実行者への罰則強化等の諸対策が相次いで講じられてきた。経団連としても、不法投棄の撲滅に向け、廃棄物の適正処理の推進を目的とした規制強化については、前向きに受け入れてきた。また、適正に処理している事業者は不法投棄の原状回復に直接の責任はないものの、産業界は、社会的貢献の観点から「不法投棄原状回復基金」に協力することを通じて、地方公共団体による原状回復事業への支援に努めてきた。

このような官民を挙げた努力により、ピーク時には年間 1,100 件を超え、年間 40 万トン程度の発覚が恒常化していた不法投棄の状況は、最近では件数・量ともに半減傾向にある。しかしながら、いまだ不法投棄の撲滅にはほど遠い状況にある。

また、産業廃棄物処理に対する国民の不信感は依然として根強く、地方公

共同体の独自規制により、産業廃棄物の流入規制が課されたり、廃棄物処理施設整備に係る住民同意の義務付け等によって産業廃棄物処理施設の立地が進まないのが実情である。

したがって、事業者はより一層、排出事業者責任に基づく適正処理の徹底や廃棄物の排出抑制等に努めなければならない。また、政府・地方公共団体においては、監視・摘発体制を強化し、不法投棄の早期発見と措置命令の速やかな実施に努めるとともに、悪質な処理業者の排除と処理業者の優良化の推進等を通じて、産業廃棄物処理に係る構造改革を断行する必要がある。

## **(2) 個別リサイクル法の制定等による製造事業者等の役割の拡大**

他方、一般廃棄物に関しては、地方公共団体で適正処理が困難な一般廃棄物の扱いに係る問題が顕在化するとともに、産業廃棄物と同様に、一般廃棄物最終処分場の逼迫問題が大都市を中心に深刻化した。

このような状況のなかで、市町村による適正処理が困難な一般廃棄物を処理する仕組みとして、ゴムタイヤやスプリングマットレス等に係る製造事業者に対し、それらの再生利用を求める制度(広域再生利用指定制度)が創設された(1994年)。また、容器包装リサイクル法の制定(1995年)を皮切りに、家電リサイクル法(1998年)や自動車リサイクル法(2002年)といった個別リサイクル法が相次いで制定された。さらに、資源有効利用促進法が制定(2000年)され、「指定再資源化製品」に指定されたパソコンや小型二次電池の製造事業者は、自主回収とリサイクルに取り組むことが義務付けられた。このように、個別リサイクル法等を通じ、消費者が排出者となる使用済み製品(一般廃棄物等)のリサイクル等についても、事業者が一定の役割を果たすこととなっている。

上記のほか、複写機やレンズ付フィルム、消火器など、製造事業者等による自主的な取り組みにより、回収・再資源化システムが構築されている事例もある。

## **(3) 省資源・省エネルギーと資源の循環的利用の重要性の高まり**

地球温暖化問題への関心と共に、地球規模の環境制約や資源制約に対する認識が高まり、「21世紀は環境の世紀」と言われるに至った。このような認識のもとで、資源の循環的利用の促進等を図る「循環型社会形成推進基本法」(2000年制定)と同法に基づく「循環型社会基本計画」(2003年閣議決定)などが策定された。経団連としても、「循環型社会の実現」を「地球温暖化の防止」と並ぶ環境問題の二本柱として、積極的に取り組んでいる。

加えて、最近では中国・インドをはじめとするアジア諸国等の急速な経済発展を背景に、資源・エネルギー需給の逼迫が今後とも継続し、しかも深刻

化することが懸念されている。このようなことから、省資源・省エネルギーや資源の循環的利用の重要性が従来に増して高まっている。とりわけ、資源小国であるわが国においてはその必要性は極めて高く、官民を挙げて取り組む必要がある。

同時に、わが国で使用された製品や廃棄物等が国境を越えて移動する動きが活発化していることから、国際的な資源循環も考慮した政策や事業展開が必要となっている。

### **3. 環境と経済が両立しうる循環型社会の構築に向けて**

#### **(1) 「環境と経済が両立しうる循環型社会」の実現**

このような現状認識のもと、わが国は、「環境と経済が両立しうる循環型社会」の実現に向けて、より一層の取り組みを推進すべきである。具体的には、以下のような要件を満たす、実効ある循環型社会を目指す必要がある。

##### **① 効率的・効果的な循環型社会**

生産活動等の過程において天然資源の節約・省資源化に努めるとともに、副産物や使用済み製品等から得られる資源について、循環的な利用を効率的かつ効果的に推進する環境整備が肝要である。社会的費用の最小化はもちろんのこと、できるだけビジネスとして成立しうるような、資源循環システムの構築を目指すべきである。

現在、事業者は環境負荷の低減に向けて、様々なリサイクル技術の開発やその製品の市場開拓など、様々なかたちで3Rに取り組んでいる。このようななかで、効率的・効果的に資源循環を促進するためには、事業者に対して一律に規制をかけるのではなく、事業者の創意工夫や自主的な取り組みが促進されるような制度設計とすべきである。自主的な取り組みは、自らの業を最もよく知る事業者が、技術動向等を総合的に勘案して、費用対効果の高い対策を自ら立案し、実施することができる点で有効である。

##### **② 総合的な観点から、真に環境にやさしい循環型社会**

省エネや地球温暖化問題も含め総合的な観点から環境負荷の低減を図るべく、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進すべきである。

例えば、容器包装リサイクル法に関連し、その他プラスチック製容器包装の再商品化手法について、残渣率の高いマテリアルリサイクルが極めて優先的に扱われている現行の運用は問題である。リターナブル容器や単一素材の容器包装の普及への期待も一部にあるが、これらはライフサイクルコスト等も勘案すると、必ずしも環境にやさしいとは言えない。

また、循環型社会形成推進基本法において、施策の優先順位（①発生抑制、

②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤処分)が定められているが、実際の処理にあたっては、総合的な観点からの環境負荷の軽減や、技術的水準・経済的要因も踏まえて、具体的な処理方策を選択すべきである。

### ③ 全員参加型の循環型社会

実効ある循環型社会の実現のためには、事業者に過大な負担を押し付けることなく、政府・地方公共団体・事業者・国民の各主体が、適切な役割分担に基づき、連携を図りながら自らの役割を果たすべく、努力することが不可欠であり、そのような環境整備を図る必要がある。とりわけ一般廃棄物関係では、対象となる製品の性質や排出実態等に応じて、消費者の排出者責任と拡大生産者責任とのベストミックスを模索することが重要である。

## (2)「環境と経済が両立しうる循環型社会」の実現に向けた産業界の取組み

### ① 副産物や産業廃棄物について、省資源に資する3Rをより一層推進する

産業界は、引き続き、自主行動計画等を通じて、環境負荷の低減と省資源・省エネルギーに資する3Rをより一層推進していく。産業廃棄物最終処分量は1990年度の約85%減と、既に大幅削減を達成している現状において、現行の技術水準や法制度の下ではこれ以上の最終処分量の削減が困難な業種も多い。しかしながら、産業廃棄物最終処分場の延命のためにも、引き続き、産業廃棄物の排出抑制、最終処分量の削減等に努める必要がある。

このため、環境技術の開発・普及はもちろん、異業種間・産業間の連携を推進し、生産設備も含めた既存施設や処理技術の有効活用を図り、副産物や廃棄物等の発生物の循環利用を促進することが必要である。とりわけ、生産設備等を活用した廃棄物処理やリサイクルは、安全かつ適正な廃棄物処理が可能であり、循環型社会の形成に貢献できる取り組みの一つとして、今後とも推進すべきである。

そのためには、資源生産性の向上に対する事業者の意識向上のみならず、事業者の取り組みを円滑に推進する規制改革や環境整備も必要である。

### ② 消費者の使用済み製品(一般廃棄物等)に関連し、環境配慮設計や技術開発等を通じて、より一層の3Rの推進に取り組む

産業界は、製品等の軽量化やリサイクル容易化等を推進するとともに、化学物質管理や省資源対策、廃棄後の資源循環にも配慮した、製品の設計・生産段階から販売までの取り組みを通じて、循環型社会の実現に積極的に寄与する。

また、消費者に対して、廃棄物処理やリサイクルには一定のコストがかかることも含め、3R等に係る正しい理解の促進に努めるとともに、環境配慮型製品の選好や分別排出の徹底など消費者の行動変革を促す観点から、様々な媒体

を通じて、商品等に係る環境情報の提供や環境教育にも取り組む。

### ③ 環境技術の開発・普及により一層取り組む

いうまでもなく、環境技術の開発・普及が循環型社会の実現に重要な鍵を握っている。資源小国であるわが国の経済社会の持続的発展を図るとともに、有害化学物質の排出抑制も含め、地球規模での環境負荷低減を目指すため、産業界は、製品の設計・製造段階から効率的で効果的な循環資源や廃棄物の適正処理に努めるとともに、これらに資する環境技術の開発・普及により一層取り組む。

このような取り組みにより、環境と経済が両立した循環型社会をまずは国内において実現する。併せて、世界的に優位性のあるわが国の省エネルギー技術や資源化技術等について、東南アジアをはじめとした諸外国等に技術移転を図るなど、地球規模の省エネルギー化・省資源化に貢献する。

### ④ 「循環型社会」の大前提として、廃棄物処理法が規定する排出事業者責任の下に、「産業廃棄物の適正処理」の徹底を図る

廃棄物の不適正処理は大きな経営リスクの一つであり、適正処理の推進によって企業の社会的責任を果たすべきことについて、産業界は改めて強く認識する必要がある。産業廃棄物処理業の優良化評価制度の活用等を通じた優良な処理業者の選択・委託を含め、廃棄物処理法が規定する排出事業者責任を徹底するなど、経団連の企業行動憲章に基づき、廃棄物処理法制の遵守徹底を図り、廃棄物・リサイクルガバナンスの一層強化に取り組む。

なお、廃棄物の不適正処理の防止に一定の効果が期待できる「電子マニフェスト」についても、政府におけるコスト面の配慮や廃棄物処理法等に係る行政手続の簡素化、さらには産業廃棄物処理業界の協力等を前提として、産業界としても導入に向けて努力する。

## 4. 環境自主行動計画 2006 年度フォローアップ調査結果

- (1) 環境自主行動計画の本年度フォローアップ調査には、40 業種が参加した（注1）。そのうち、産業廃棄物最終処分量削減目標の達成状況のフォローアップに参加したのは31 業種（注1）である。31 業種からの産業廃棄物最終処分量は、基準年である1990 年度でみると、わが国全体の産業廃棄物最終処分量の7割近くをカバーしている（注2）。
- (2) 2005 年度産業廃棄物最終処分量実績は896 万トンとなり、2004 年度実績の5.5%減（約53 万トン減）と、昨年度調査に引き続き減少した。この結果、1990 年度（基準年）実績5,865 万トンの約84.7%減の水準にまで減少した。

(3) このように、産業廃棄物最終処分量削減に向けた産業界の取り組みは順調に進展し、1990年度に設定した「産業界全体の産業廃棄物最終処分量の2010年度における削減目標〔1990年度実績の75%減〕を、2002年度以降4年連続で前倒しで達成したことが明らかになった。

これは、各業種において自主的な取り組みを継続して推進した成果であり、具体的内容は、後述「個別業種版」の「最終処分量の削減ならびに抑制に寄与した要因」において、業種毎に記述している。

(4) ただし、近年における最終処分量の削減ペースは、本計画の初期段階よりも緩やかになっている。最近2年間は、前年度に対する産業界全体の削減割合が10%未満にとどまっております、なかには、景気回復に伴う産業廃棄物排出量増加の影響を受けて、最終処分量が上昇している業種もある。

**【産業界全体（31業種）からの産業廃棄物最終処分量】**

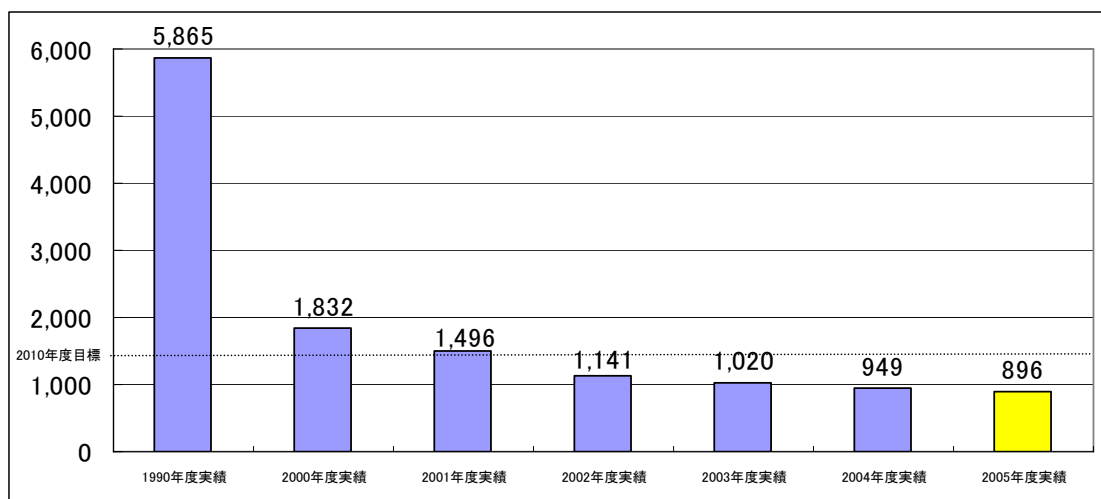
1990年度実績※	2000年度実績	2001年度実績	2002年度実績	2003年度実績	2004年度実績
5865万トン	1832万トン	1496万トン (▲336万トン)	1141万トン (▲355万トン)	1020万トン (▲121万トン)	949万トン (▲71万トン)
100%	▲68.8%	▲74.5%	▲80.5%	▲82.6%	▲83.8%

2005年度実績	2005年度目標(参考)	2010年度目標
896万トン (▲53万トン)	2052万トン 以下	1460万トン 以下
▲84.7%	▲65%	▲75%

※各年度の実績について、一部の業界では一部推計値を使用している場合もある。

※ ( ) 内は前年度比較

**【産業界全体(31業種)からの産業廃棄物最終処分量】** (単位：万トン)



\*2010年度目標は1460万トン。

※注1:2006年度フォローアップ調査参加業種:40業種

電力、ガス、石油、鉄鋼、非鉄金属製造、アルミ、伸銅、電線、ゴム、板硝子、セメント、化学、製薬、製紙、電機・電子、産業機械、ベアリング、自動車、自動車部品、自動車車体、産業車両、鉄道車輛、造船、製粉、精糖、牛乳・乳製品、清涼飲料、ビール、建設、航空、通信〔上記31団体が、産業界全体の産業廃棄物最終処分量算出の対象業種〕、住宅(住宅は建設と重複するため、建設の内数扱いとし、加算せず)、不動産、工作機械、貿易、百貨店、鉄道、海運、銀行、損害保険。



※注2:31 業種の1990年度実績値5,865万トンは、同年度のわが国全体の産業廃棄物最終処分量8,900万トン(環境省調べ)の約66%(ちなみに、2003年度実績でみると約34%[わが国全体の産業廃棄物最終処分量約3000万トン<環境省調べ>に対して1,020万トン])。経団連の数値に含まれない産業廃棄物は、主に、上下水道業からの産業廃棄物(主として汚泥)や農業部門からの産業廃棄物(動物のふん尿等)である。

※注3:経団連の環境自主行動計画〔廃棄物対策編〕の概要は、2001年度以降、個別業種毎の取り組み状況も含め、政府の「循環型社会白書」に掲載されている。

## 5. 環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕への拡充と新たな目標の設定

### (1) 「廃棄物対策編」から「循環型社会形成編」へ

廃棄物対策のみならず、循環型社会の実現に向けた産業界の自主的な取り組みを促進するため、経団連は、今般、環境自主行動計画〔廃棄物対策編〕を拡充し、環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕としてとりまとめる。

同計画では、これまでの産業廃棄物最終処分量削減の取り組みにとどまらず、循環型社会の形成に向けた産業界における幅広い取り組みを対象とする。今後も毎年度フォローアップ調査を行うことによって、逐次計画内容の充実を図り、循環型社会の形成に向けた産業界の自主的な取り組みを促進していく。産業界の自主的かつ積極的な実践について、広く国民一般の理解が得られることを期待したい。

### (2) 産業界全体の目標の見直し

また、産業廃棄物最終処分量に係る産業界全体の2010年度目標〔1990年度実績の75%減〕を4年連続前倒しで達成したことを受けて、その目標値を見直す。

これまでの取り組みにより、産業廃棄物最終処分量は既に1990年度実績の8割強の削減という大幅削減を実現しており、現行の環境技術・法制度の下で、これ以上の削減が限界に近づいている業種も多い。また、今後、景気回復に伴い、生産量の増加に連動して産業廃棄物排出量の増加も見込まれる。

これらを踏まえ、経団連は、今後とも、各業種に対して最終処分量の一層の削減を要請していくが、産業界全体の目標としては、当面、下記を掲げ、経済情勢等の変化にかかわらず、産業廃棄物最終処分量が増加に転じないよう、引き続き、3Rの一層の推進に取り組む。

**産業界全体の新目標** : 2010年度における産業廃棄物最終処分量について、  
1990年度実績の86%減を図る。

### (3) 業種別独自目標の設定

加えて、各業種において、その特性や事情等に応じ、産業廃棄物最終処分量の削減目標以外の独自目標を新たに策定し、循環型社会の実現に向けた取り組みを強化・促進を図ることとする。業種別の具体的な目標は、〔別表〕の通りである。

## 6. 循環型社会の実現に向けた政府・地方自治体等への主な要望等

循環型社会の実現に向けた産業界の取り組みは、事業者の環境問題・資源問題等に対する意識向上だけでは進まないことから、産業界の自主的な取り組みが円滑に進むよう、制度面の配慮が必要である。

- (1) 循環型社会の形成に向けて、「3R」と「産業廃棄物の適正処理」の双方を推進する必要があることから、「不法投棄については厳罰等を厳格化し、リサイクルをはじめとした3Rについては規制を緩和して推進する」という基本的な考え方にたって、諸規制を見直すべきである。
- (2) 副産物や産業廃棄物に関連して、より一層の3Rを推進するためには、とりわけ、生産過程で生じる副産物等について、無償・逆有償であってもリサイクルが推進されるように、廃棄物処理法上の特例制度（再生利用認定制度、広域利用認定制度等）の拡充・創設等も含めて、実質的に廃棄物処理法の規制を対象外とするあるいは緩和するような規制改革を推進すべきである。

また、2003年の廃棄物処理法の改正による欠格要件の義務化は、産業廃棄物処理業の構造改革に効果があるものの、循環型社会の形成に向けた動脈企業の廃棄物処理やリサイクルの取り組みを阻害しており、一部見直すべきである。

- (3) 他方で、不法投棄の撲滅に向けて、監視・摘発体制を強化するとともに、悪質な処理業者の排除の観点からの処理業の許可要件の厳格化などの対策を通じて、産業廃棄物処理に係る構造改革を早期に実現すべきである。
- (4) 廃棄物処理法の許認可等に係る行政手続の簡素化・電子化を推進すべきである。これは、行政手続に伴う負担感を減じることにより、現行の廃棄物処理法の下で規制を受けるリサイクルを推進する効果もある。

具体的には、許可申請・変更手続に際して必要となる、全役員に係る住民票等の添付書類を簡素化すべきである。また、将来的に、民間事業者がインターネットを利用して、複数の地方公共団体への申請手続を一括して行えるよう、今から地方公共団体の電子システム化等に取り組むべきである。

- (5) 地方公共団体における独自規制（流入規制・住民同意の義務付け等）や国の制度と重複する不法投棄原状回復基金制度は見直すべきである。また、廃棄物の広域的処理を推進するとともに、許可権限の広域化を図るべきである。
- (6) 一般廃棄物に関連して、地方公共団体の処理コストの透明化を図るべきである。また、対象品目の性質・排出実態等に応じ、「排出者責任」と「拡大生産者責任」のベストミックスを図るべきである。対象品目の性質や排出実態等によって、効果的な処理方策や処理責任のあり方は異なる。「拡大生産者責任」という政策手段を目的化すべきではない。また、排出者である消費者の意識改革・行動変革を実現すべく、環境教育や啓発活動を拡充すべきである。

## ※【参考】 その他、個別業種版において各業種が掲げた主な規制改革要望等

- ・産業廃棄物処理施設の許可申請及び役員等の異動に際して、添付が求められている役員等の住民票・登記事項証明書等について、産業廃棄物処理施設の運営に影響力を行使できない役員等については書類添付を免除すべきである。
- ・廃棄物処理業・施設の許可申請や、施設・品目・量の変更手続、再生利用認定等の申請手続の簡素化・迅速化を図るべきである。
- ・廃棄物県外搬入届の廃止、廃棄物収集運搬許可証の全国共通化等を推進すべきである。
- ・リサイクルコストの最小化のためには広域的な物流は不可欠である。一般廃棄物の広域移動、公共岸壁での保管・積替えなどに関する規制を緩和すべきである。
- ・一般廃棄物の分別回収方法が自治体ごとに異なるため、中規模の範囲（例えば関東ブロック、東北ブロック等の範囲）で統一化すべきである。
- ・地方公共団体が発注する工事で、電子マニフェストの利用が認められない事例が見受けられる。政府は地方公共団体にも電子マニフェストの推進を働きかけるべきである。
- ・廃棄物処理法や上乘せ規制に該当する条例により、排出事業者の責務が益々重くなり、マニフェストの煩雑な管理や最終処分までの委託業者に係る実地確認等、排出事業者の事務負担が増えている。優良事業者の認定に係る審査の厳格化等、排出事業者の負担軽減と優良業者による廃棄物処理を可能とする法改正や運用改善を検討すべきである。
- ・リサイクルを更に促進するためには、逆有償であっても、廃棄物処理法の適用除外とする、あるいは規制を緩和するようリサイクルシステムを構築すべきである。
- ・産業炉であるセメント焼成用キルンは、廃棄物焼却炉と別の規制体系とすべきである。
- ・事業系木屑（木製パレット・ベニヤ板等）、繊維くず、紙くずを産廃で処理可能にすべきである。
- ・スラグの有効利用促進のため、行政の強力な指導のもと、公共工事への利用拡大、自然砂の代替としての骨材等への利用を推進すべきである。
- ・再生利用認定制度についてサーマルリサイクルを適用すべきである。
- ・セメントプロセスでの廃プラスチックのサーマルリサイクルをマテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルに続く第三のリサイクル手法として確立すべきである。
- ・容器リサイクル法の事業者負担が年々増加している。負担に関しての算出根拠などの情報を公開し、事業者間で公平に負担しているという理解協力が得られるようにすべきである。ただ乗り業者に対する罰金額は支払うべき再商品化費用の金額にすべきである。
- ・建設リサイクル法に規定されている分別解体・分別排出の徹底に加え、公共工事の契約単価への反映を前提とした、リサイクル原料およびリサイクル仮設材料の利用を拡大し、公共工事から民間工事への波及を促すべきである。
- ・再資源化したものを循環させるルートが確立されていない。再資源化に伴いコスト負担が増大する一方、信頼できる再資源化可能な産業廃棄物処理業者を見つけにくい。
- ・廃棄物処分業者の優良化と信用情報の公開を推進すべきである。
- ・公共機関による最終処分場の設置を推進すべきである。
- ・廃棄物を自社処理する場合のプラント導入資金等の助成制度を確立し、税制優遇範囲の拡大を推進すべきである。
- ・自治体で導入されつつある排出事業者に対する「産廃税」に関し、リサイクル施設としての実態を有する生産設備に廃棄物を委託処理する場合の税は適用除外とすべきである。
- ・全面的な見直しも含め、複雑でわかりにくい廃棄物関連法の簡素化を検討すべきである。
- ・法や条例改正のわかりやすい解説とタイムリーな情報発信を推進すべきである。
- ・地方公共団体、省庁、業界団体等から廃棄物の管理・処理に関する複数の調査依頼があるため、中小規模の事業者には作業負担が大きく、一本化すべきである。

〔別表〕業種別独自目標一覧

※特に記載のない指標は産業廃棄物が対象

業種・団体名	目標指標	2005年度実績	目標年度	目標の内容	備考
電力(電気事業連合会)	再資源化率	96%	2010	95%程度とするよう努める	
ガス(日本ガス協会)	①発生量 ②事業系一般廃棄物 ③掘削土の再資源化率		2010	①1900トン以下に削減する(1990年度比90%削減) ②1990年度比50%削減し、再資源化率を60%以上とする ③70%以上にする	
石油(石油連盟)	* 設定しない			* 最終処分率を軸に検討中	継続検討
鉄鋼(日本鉄鋼連盟)	廃プラスチック等の利用量(*)	44万トン	2010	年間100万トンを利用する	* 法制度や、集荷システム等の条件整備を前提
鋳業(日本鋳業協会)	再資源化率	84%	2010	88%以上にする(2000年度:80%)	
アルミ(日本アルミニウム協会)	アルミドロス再資源化率		2010	99%以上(2000年度:95.9%)	
伸鋼(日本伸鋼協会)	* 設定しない			* 最終処分量目標が未達であり注力したいため	
電線(日本電線工業会)	発生量		2010	2000年度実績の59%に削減する	
ゴム(日本ゴム工業会)	* 設定しない			* 品種の組成が多様なため統一の基準設定が困難	継続検討
板硝子(板硝子協会)	再資源化率		2010	90%以上とする(2000年度:80%)	
セメント(セメント協会)	他産業等から受け入れる 廃棄物・副産物等の使用量	400kg	2010	セメント生産1tあたり400kg使用する	
化学(日本化学工業協会)	発生量		2010	2000年度の72.8%以下(11.4百万トン)に削減する	
製薬(日本製薬団体連合会、 日本製薬工業協会)	①発生量 ②最終処分率		2010	①2000年度比10%削減する(247,190トン以下に削減) ②5%以下にする(2000年度:7.6%)	
製紙(日本製紙連合会)	* 設定しない			* 順調に減少してきた最終処分量が2003、2004年度に増加。 2005年度は再び減少。まず最終処分量の安定した目標達成に注力。	継続検討
電機・電子 (電機・電子4団体)	最終処分率		2010	2%以下にする(2000年度:6%)	
産業機械 (日本産業機械工業会)	再資源化率		2010	83%以上にする(1997年度:56%)	
ベアリング (日本ベアリング工業会)	再資源化率		2010	90%以上にする(1997年度:66.1%)	
自動車(日本自動車工業会)	再資源化率	99.7%	2010	99%以上にする(2000年度:77%)	
自動車部品 (日本自動車部品工業会)	再資源化率	89.4%	2010	85%以上を目指す	
自動車車体 (日本自動車車体工業会)	カバー率	91%	2010	95%にする	
産業車両 (日本産業車両協会)	再資源化率		2010	90%を維持できるよう努める(2000年度:66.9%)	
鉄道車輛 (日本鉄道車輛工業会)	再資源化率	96.3%	2010	97%以上にする	
製粉(製粉協会)	再資源化率		2010	90%以上にする(2000年度:70.4%)	
精糖(精糖工業会)	再資源化率		2010	95%以上にする(2000年度:59.2%)	
乳製品(日本乳業協会)	再資源化率		2010	75%以上にする(1999年度:55%)	
清涼飲料 (全国清涼飲料工業会)	再資源化率	98.9%	2010	98%以上を維持する	
ビール(ビール造組合)	再資源化率		2010	100%を維持する	
建設 (日本建設業団体連合会)	①再資源化率 ②発生量		2010	①92.5%以上にする(2000年度:85%) (品目別目標)建設発生木材の再資源化等率...95% 建設汚泥の再資源化等率...75% ②2010年度において、2000年度比9%削減する。 (7,700万トン以下に削減) (品目別目標) 建設副産物の中の建設混合廃棄物について、2010年度において、2000年度比50%削減する。(242.4万トン以下に削減)	
航空(定期航空協会)	再資源化率(*)	4780トン	2010	6077トンにする	* 産業廃棄物のうち再資源化された物の量
通信(NTTグループ)	再資源化率		2010	95%以上にする(2000年度:76.2%)	
住宅(住宅生産団体連合会)	①再資源化率 ②最終処分率		2010	①コンクリート96%、木材70%、鉄92%にする ②コンクリート4%、木材0%、鉄8%にする	
造船(日本造船工業会)	再資源化率	84%	2010	75%以上	
不動産(不動産協会)	事業系一般廃棄物の再利用率		2010	紙80%以上、ビン、缶、ペットボトル100%を維持する	
貿易(日本貿易会)	事業系一般廃棄物の再資源化率		2010	76.6%とする(2000年度:63.2%)	
百貨店(日本百貨店協会)	①店舗からの廃棄物の最終処分量 ②紙製容器包装(包装紙・手つけ袋・紙袋・紙箱)使用量 ③環境負荷の少ない包装材の使用割合 ④店舗からの食品廃棄物の再生利用等の実施率		2010	①1㎡・年間当たり、30%削減を目指す ②原単位(売上高当たりの使用量)で、25%の削減を目指す。また、プラスチック製容器包装の使用量についても可能な限り削減に努める。 ③80%を目指す ④2006年に、20%以上とする	
鉄道(JR東日本グループ)	①駅・列車ゴミのリサイクル率 ②総合車両センターの廃棄物のリサイクル率 ③設備工事廃棄物のリサイクル率		2008	①43%にする ②85%(対象4年間平均値)にする ③92%(対象4年間平均値)にする	
海運(日本船主協会)	設定しない				
銀行(全国銀行協会)	①再生紙購入率 ②紙の再利用率		2010	①70%以上とする(2000年度:35.5%) ②85%以上とする(2000年度:70.9%)	
損害保険 (日本損害保険協会)	事業系一般廃棄物の最終処分量		2010	20%以上削減する(都内自社ビル)	